東洋学報 第九十六巻第一号 平成二十六年六月

論説

# 一七世紀初頭朝鮮の対明貿易

――初期中江開市の存廃を中心に―

辻大

和

はじめに

易の手段に対する考察から明らかにすることにある。

本論文の目的は、一七世紀初頭の東アジア国際貿易における朝鮮ルートの再形成過程を、

朝鮮が選択した対明貿

江の平安道義州近くにある中洲において新たに互市形態の貿易が開始され(中江開市)、一六一三年にそれが廃止さ(②) 遣する使節団である燕行使による既存の貿易に加え、乱中の一五九四年ごろから朝鮮と明の国境に位置する、 により、日本から朝鮮を経て明に至る貿易ルートは一時途絶してしまう。しかし朝鮮と明の間では、 六世紀中葉以降、東アジアでは活発な貿易が行われたが、一五九二年からの壬辰・丁酉の乱 (日本軍の朝鮮侵入) 朝鮮が明に派 鴨緑

第九十六巻

1

報

明建

明

ら両者による釜山での開市が始まった。こうして、壬辰・丁酉の乱後の朝鮮経由の国際貿易が再開した。 れるまでは両者が併存した。また朝鮮と日本の間でも、一六〇九年に朝鮮が対馬の通交再開を許し、一六一一年か

と中島楽章の研究である。岩井は一六世紀中葉からの互市の発展過程 この貿易再開時期に関連してまず注目されるのは、明を中心とした当該期の東アジア国際貿易に関する岩井茂樹(3) (特に華南、モンゴルの事例)を分析し、

往市 との間で互市 ・密貿易が活発に行われるようになり、 (開市) を一時的には行うが結局は廃止する朝鮮の事例は、 朝貢貿易だけの体制から転換がなされたとする。そうだとすると、 明とその周辺諸国との関係においては興

国以来の朝貢一元体制が崩壊していったとする。また中島は、一六世紀末に日本・華南・東南アジアの一帯で互市

味深い事例であろう。その背景にはどのような事情があったのか、という問題が浮上する。

は朝鮮王朝が特産品の薬用人蔘を輸出して東アジア国際貿易に関与したことを明らかにした。さらに四方博は、 方、この時期の朝鮮による対外貿易の問題をはじめて取りあげたのは、植民地期における今村鞆である。今村

研究をその先駆とするが、姜萬吉によって、 六世紀以降朝鮮の対外貿易が拡大したこと、一七世紀初頭の中江開市がその画期であることをはじめて指摘した。 戦後の研究に目を転じると、まず韓国では、 一七世紀後半以降に薬用人蔘貿易が朝鮮国内の商業発展に寄与したと 事件史を中心に朝鮮時代の対中貿易の制度変遷を整理した全海宗の

れに加えて近年は韓明基や李賢淑などが一七世紀初頭に明と朝鮮の間で銀や火薬原料が往来した過程を検討してお(旦) (旦) 人の活動を検討した呉星や、釜山で対日貿易に携わった商人の動向を解明した金東哲などの研究がそうである。こ する主張がなされて以降は、主に対外貿易に関与した商人の研究に成果がみられた。たとえば、 朝鮮国内の人蔘商

ŋ 朝明貿易の解明が進んだ。李賢淑は朝鮮が燕行使を通じて一七世紀初頭に積極的に明の物資を輸入した状況を

明らかにした。

韓国以外では、 台湾の研究者である張存武が清代(一六三〇年代以降)の燕行使貿易について実証的研究を行い、(3)

鮮後期の朝中貿易は一八八○年代まで燕行使貿易と国境での開市(中江、会寧、慶源)が併存していたことが明らか 日本でも寺内威太郎が一六四〇年代以降の朝中国境地帯での開市を解明した。これら張と寺内の研究によって、 朝

になった

鮮が遼東の物資輸入を企図したことを解明した。さらに朝鮮が中江開市の廃止を早くも一六○○年から図るなど開 市に消極的に対応したことを浮き彫りにするなど重要な発見を行った。 的影響として、朝鮮国内に明軍が物資調達のために銀を持ち込んで銀の流通が進んだことや、 基は壬辰・丁酉の乱に際して明軍の朝鮮来援により、 これら先行研究のなかでもっとも詳細に一七世紀初頭朝鮮の対中貿易について探究したのが韓明基である。 朝鮮が受けた経済的・文化的・社会的影響を論じ、 中江開市を通じて朝 特に経済

韓明

貿易との比較がなされていないことにも起因すると考えられる。 おいて中江開市が、 が不明なのである。 したことが李賢淑の研究で明らかになったのに対し、朝鮮が消極的な姿勢を持ったまま中江開市を継続させた理由 しかし、こうした韓明基の研究により次の課題が浮上する。朝鮮が燕行使 開市 朝鮮にとって中江開市と燕行使貿易の違いとは何だったのか。それが不明なのは従来の研究に (互市) という形態によって行われた意味について十分に考察されず、 (朝貢) 貿易では、 中江開市と燕行使 積極的に明と交易

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

第九十六卷

報

そこで、本論文では壬辰・丁酉の乱後、 朝鮮が中江開市と燕行使貿易に対して取った相反する立場の形成過程

次に燕行使による貿易活動が継続した一方で、開市(互市)が廃止にいたる過程を検討する。そして中江開市と燕 背景について明らかにする。まず朝鮮が対明貿易をどのように進行させたのかを、中江開市に重点をおいて考察し、

#### 壬辰・丁酉の乱後、 朝鮮の対明貿易の展開

行使貿易が持っていた問題点について朝鮮と明側双方の視点から明らかにする。

本論に入る前に、ここではまず壬辰・丁酉の乱(一五九二~一五九八)後における朝鮮の対明貿易の展開について、

その沿革と論点を整理しておく。

壬辰・丁酉の乱後の対明貿易は、(一) 朝鮮からの燕行使、 朝明国境での中江開市、  $\equiv$ 明からの勅使、

の三経路によって担われた。

朝鮮からの燕行使

朝鮮は朝貢使節団

以下、

燕行使と呼ぶ)を年に数回、

陸路で明に派遣していた。燕行使は任務に付随して、皇帝

に次のように規定されていた。 をはじめとする明皇室に進貢品を献上した。進貢品の品目については、明の国政要覧とでもいうべき『大明會典』

貢物。金銀器Ⅲ 螺鈿梳函、 白綿紬、 各色苧布、 龍文簾席、 各色紬花席、 豹皮、獺皮、黄毛筆、 白綿紙、

四

ることが求められた。 ○五)年にはこれら公貿易の縮小が唱えられ、特に衣服の織造、賜与などを担当する済用監の貿易額は全額削減す 紀初頭の朝鮮では燕行使貿易に対して、縮減する方針が出された。従来は尚衣院(王室の衣服の調度を担当)と内医 が中心であった。朝鮮の燕行使は北京の会同館で期間の限定なく貿易を行うことが認められていた。ただ、一七世 ては、進貢のほか、 これから進貢品に金銀製品のほか、絹布(綿紬)や人蔘、馬などがあったことがわかる。また燕行使の派遣に際し (王室の医療を担当)のように王室と直接関係がある諸官庁のために対明貿易が行われていたが、宣祖三八(一六 朝鮮の諸官庁が必要とする物資調達のための公貿易も行われた。公貿易の対象物品は薬材や布

に輸入された。 火薬の原料となる焔焇の輸入が重要になった。そこで宣祖三九(一六〇六)年より年間三千斤の焔焇が明から新た 壬辰・丁酉の乱に際し、日本軍が用いる鉄砲の威力に接し、訓錬都監を創設して鉄砲の導入を進め、 一方で、燕行使貿易で貿易量の増加が図られた品目もあった。代表的な例が焔焇(火薬の原料)である。朝鮮は 朝鮮にとって

以上のように、 明との燕行使貿易には削減された品目があった一方で、 国防物資調達のための品目の貿易は拡大

された。

辻

第九十六巻

Ŧi.

報

六

## 一・二 朝明国境での貿易:中江開市

物が明に輸出された。中江では朝鮮より馬の購入が図られたこともあった。 利益を求める平安道や京城の民が開市での交易に参加するようになった。開市により朝鮮からは、人蔘や貂皮、 なされたとの記述があるためである。開市の当初のねらいは、柳成龍によれば朝鮮北部の救荒であったが、次第に 開き物資を流通させるのが適当であるとの備辺司の啓があり、宣祖二七年四月までに中江で朝鮮への驢馬の輸入が(宮) 年一二月から同二七(一五九四)年四月の間に開始されたと考えられる。それは宣祖二六年一二月に、中江で市を ここでは朝明国境の平安道義州近くの中江で開かれた、中江開市の沿革について整理する。中江開市は宣祖二六(ミミ)

五月、 市をただちに廃止しなければ後日の問題が防ぎがたいとし、速やかな廃止を求め、王はそれを認めた。 輩が問題のもとを引き起こす懸念から開市廃止を国王に建議したが、国王は更なる議論を求めた。備辺司は中江 れた。宣祖三三年四月には朝廷で閔中男が中江開市により中朝双方の民が均しくその恩恵を蒙ったものの、邪悪な(ミミ) その後朝鮮朝廷では宣祖三一(一五九八)年に中江開市での交易が盛んになることが問題であるとの指摘が行 朝鮮国王名義で明の経理朝鮮軍務都察院右僉都御史の萬世徳に中江開市の廃止要請を送った。 朝鮮は同年

遊撃が怒るであろうとし、 江委官、 安道観察使を宣祖三一年から同三四年にかけて務めた徐渻は同三三年一一月に、明側の中江周辺の各衙門差官、 しかし、宣祖三三(一六〇〇)年一〇月まで経理は朝鮮に対して中江開市廃止に関する回答を行わなかった。 収税差官が撤退しておらず、もし朝鮮が商人を追い払えば売買人が怪しむだけでなく、把江委官や鎮江城 一時に売買を厳禁することが不安であるため、明の水兵が撤兵するのを待って遼東都 平 把

鴨緑江の義州から理山の対岸には唐人が集住して八、九月に密航して違法に売買を行うため、まず水上潜商を厳禁 (中江開市の廃止を)移咨し、申し立ての許可 (詳允) を待ってから廃止すべきとした。徐渻は続けて、 . (宦官、

と撫安衙門に

すべきであるとした。さらに徐渻は宣祖三四年一一月の朝講において、明の宮廷から遼東に派遣された高淮(མ) 遼東の高淮が否定的に捉えていることを認識していた一方で、国境管理を厳格にしなければならないとしていた。 夢売買が憂うべき事態であるとし、厳しく禁止するべきであるとの見解を示した。つまり徐渻は、 念である、と述べたことを紹介した上で、前年一〇月に述べたのと同じく鴨緑江対岸の唐人による違法な越境と人 詳細は次章で言及)が中江開市に関し、朝鮮が先に開市を求めたのに、状況が落ち着くと反対に禁止をすることが残 中江開市廃止を

中江開市によって米穀が多く用いられることが問題視されたこともあった。 (88) 東鎮江等処地方副総兵都指揮使が朝鮮国王に対して中江に商人が集まるよう求めたことがあった。また朝鮮側では東鎮江等処地方副総兵都指揮使が朝鮮国王に対して中江に商人が集まるよう求めたことがあった。また朝鮮側では 同時に政府は開市から収税を行うことを検討した。それ以降も中江開市をめぐる問題は続き、宣祖三六年に明の遼 ただ朝鮮政府は徐渻による国境管理厳格化の考えに対し、遅くとも宣祖三五年二月までに中江開市復設を承認し、

皇帝の命令に背いて関津を勝手に設けることは不可能なはずであり、中江開市を廃止してほしいと再度要請した。(织) から毎年税銀一五五四両の収入があることから廃止は軽議しがたいと返事したが、朝鮮は分守遼海東寧道に対し、(④) 輸が拡大するとして、 遼東鎮江等処地方遊撃将軍都指揮使に中江開市の廃止要請を行った。分守遼海東寧道はそれに対し、 明の分守遼海東寧道兼理辺屯田山西布政司右布政使(以下、分守遼海東寧道)、遼東都指揮使 中江開市

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

宣祖三九(一六〇六)年二月には高淮が遼東税監を解任されたとの情報を受け、

朝鮮は中江開市を放置すれ

ば

七

八

が実際には解任されておらず、中江を廃止すると税銀収入を補塡しがたいことから、中江開市廃止の聖旨があるま しかし朝鮮の廃止要請はこの年には受容されなかった。同年十月に分守遼海東寧道は朝鮮国王に対し、税監 (高淮)

たり国家機密が流出したりすることに懸念が示されていた。 その後朝鮮政府内では義州の人と明人が往来し続ければ問題が起きる恐れがあることや、朝鮮商人が重い債務を負っ(4) で従来通り中江で課税したいと申し出たところ、朝鮮もそれを受け入れ、中江で従来通り課税することを認めた。(42) (43)

光海君四(一六一二)年に朝鮮側から再び廃止要請が出されると光海君五(一六一三)年正月に明側もそれを承認

し、中江開市は完全に廃止された。光海君九年に遼東の丘坦が中江開市再開を求めたものの、中江開市は仁祖六(年)

(一六二八) 年に後金によって再開させられるまで開かれなかった。

朝明間の貿易は朝鮮に来訪する明からの勅使によっても担われた。一七世紀初頭の勅使による貿易活動について

明からの勅使

かった。そのために分戸曹(戸曹から分離して設置された臨時の官庁)や王族、官僚、三医司(内医院、典医監、 告によると、朝鮮政府は明の使節を接待するために銀と人蔘を調達する必要があったが、戸曹には充分な蓄えがな は未詳な点が多いが、朝鮮政府は勅使に礼物を贈っていたようである。光海君即位(一六〇八)年六月の戸曹の報

から銀を調達することが図られた。

坊民

(漢城府の住民)

方で明の勅使も貿易活動によって朝鮮側から銀を調達していた。己酉(一六〇九)年正月の迎接都監の公文の

萊から調達した日本銀が明の勅使に渡るよう企図された。なお勅使など明の使節による貿易の問題については別稿<sup>(sī)</sup> 内容によると、明の勅使は絹布などの商品を朝鮮に売りつけたのに対し、朝鮮側は代価を銀とするように決め、 東

以上見てきたように、一七世紀初頭の朝明間では、従来の燕行使・勅使を介した貿易に、新たに中江開市を加え

にて論じる予定である。

た三経路を通じて貿易が行われていた。ただし朝鮮は新たに始まった中江開市に対して消極的な姿勢を示しており、

一六一三年には中江開市は廃止された。

### 中江開市の継続要因

のか。ここでは、明と朝鮮それぞれの側からこの問題を考察する。 朝鮮側が三回も廃止を要請したにも関わらず、中江開市が一六一三年まで続いたのにはどのような要因があった

## 二・一 明側の要因①:宦官高淮の活動

官であった閻大経が高淮の派遣を要請した上奏文(同年同月、朝鮮の使節団の一員であった黄汝一が北京で得たもの)に官であった閻大経が高淮の派遣を要請した上奏文(同年同月、朝鮮の使節団の一員であった黄汝一が北京で得たもの)に 明は万暦二七(一五九九)年三月、「開礦徴税」(鉱山開発と流通税徴収)のため宦官高淮を遼東に派遣した。明の軍(⑸)

遼東は東の辺地であるといっても、 南は京畿の東側に近接した地域であり、また朝鮮の朝貢路でもあります。

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

派遣理由が次のように述べられている(引用史料中の傍線と〔〕内の註記は筆者による。以下同じ)。

は、

第九十六巻

九

山は銀を産し、 東 平地は人蔘・貂鼠狐の毛皮・優れた馬を産します。 朝鮮八道に至っては、 土地は肥沃で、 金銀 \_

せないようにとお願いいたします云々。 たものを選んで随時進上させましょう。(中略)尚膳監石監高準を派遣し、監督に出向かせ、 土地に利を残さ

の鉱山は高品位のものを採掘し精錬できます。さらに獺皮・弓矢・蚕繭・紙札などの土産品は多様です。

収入増のために万暦二四(一五九六)年から宦官が礦税官として各地に派遣された。ここでの税とは商人の営業利収入増のために万暦二四(一五九六)年から宦官が礦税官として各地に派遣された。ここでの税とは商人の営業利 見舞われた北京の宮殿 傍線部によると閻大経は遼東と朝鮮の産物に注目していた。この時期、明は寧夏・朝鮮・播州での戦乱や、 (乾清・坤寧の両宮、 皇極・建極・中極の三殿)再建に起因する財政難に直面していた。そこで

収を強化することで税額の増収が図られた。 益に課税されるものである。万暦以前(一五七二年以前)の制度では商税の徴収率が低かったため、宦官が商税の徴

を内庫に納めた。その後高淮は万暦二九年一一月に銀二百両、 はさっそく銀二千両、 馬十七匹を北京の内庫に納め、 同年七月にも金十六両、 達馬二十一匹、 銀百五十両、貂皮二十張、 馬十四匹を内庫に納め、万暦三一年(※) 人蔘七斤

遼東に派遣された高淮は礦税官として獲得した金銀や馬、

人蔘などを明皇室に納めた。

高淮は万暦二七年五月に

三四年三月にも人蔘百三十五斤を納めた。(60) 六月には粒銀千八百余両、採鉱と店税の収入の銀二万三千両、金六十両、馬、 貂鼠の毛皮を宮廷に進貢した。万暦

横暴を訴えた巡撫の李植を解任に追い込んだりするなど、遼東で絶大な権力を保持した。(®) 高淮は、 遼東総兵官の馬林が自身の配下に入らないことを不満として馬林の解任を上奏し認可されたり、 高淮

0

優れ

明の官僚、 謝肇淛は、 その著作『五雑組』のなかで、高淮らが人蔘を徴収したので、最高級の人蔘は当時北京に

入らなかったとする。 人蔘は産地にあっては価格がそれほどは高くない。中国人はこれを流通させ、 山海の関所をこえて税を納める。

る。故に数年前から高級なものは絶えて都には入らず、中の上のランクのものも〔同じ重さの〕銀と同じ価格 上の人が求めることに限りがなく、最近は宦官の高淮らが命令を出して徴収するのがともすれば数百斤を数え

この史料から、高淮が人蔘の徴収に熱心であったことがわかる。さらに高淮は朝鮮に対し遼東の諸衙門が人蔘商人 で あ。 る。

人蔘の一元管理を目論んだものと考えられる。しかし、万暦三六(一六〇八)年六月に高淮は兵糧を横領したこと 高淮は朝鮮に対して燕行使による人蔘および銀の携行の禁止と、中江での検査を要求した。高淮は遼東を経由する を脅して取引させていることを知らずに、商人が集まらないこと責め、人蔘商人を集めるよう圧力を加えた。また(65)

を理由に解任され、逮捕された。

二・二 明側の要因②:中国社会における人蔘の需要

東人蔘が流通する人蔘の大半となり、朝鮮産人蔘も取引されるようになった。謝肇淛は人蔘需要の原因を次のよう東人蔘が流通する人蔘の大半となり、朝鮮産人蔘も取引されるようになった。謝肇淛は人蔘需要の原因を次のよう 動向を見てみると、一六世紀まで人蔘の主産地であった山西省潞州では人蔘が収穫できなくなった。その結果、 前節で見たように、中江開市に対する高准の関心は朝鮮産の人蔘の輸入にあった。当時の明国内での人蔘流通 0

第九十六卷

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

11

に述べる。

今深山荒谷の民は、草や豆の葉を食べ、薬物とは何かも知らないのに頑健で長寿であり病気にならない。 し財産家・有力者の家の子弟と婦人は、生活に節制がなく、食事と呼吸の調子が悪いといつも人蔘と朮〔キク しか

科のオケラ〕の効果を頼んで、遠くまで高価なものを求めるのである。

同時期の女真の根拠地でも人蔘が採れ、女真は人蔘を各種毛皮とともに中国に輸出し、 この史料によれば、人蔘の需要が発生した背景には、財産家・有力者が不節制な生活を送ったことがあった。なお、 重要な収入源としていた。

り、朝鮮産人蔘への需要が喚起された、と考えられる。

つまり、一六世紀末~一七世紀初頭の中国では山西省潞州産人蔘の供給が停止した一方で人蔘に対する需要があ

一・三 朝鮮側の要因:中江からの税収期待

勅使は朝鮮側に銀を要求した。しかし勅使の接待にあたる朝鮮政府には銀の蓄えが不足していた。そこで次の史料 銀を徴税できることに気づいていた。前述のように宣祖三五(一六〇二)年三月に予定された明勅使の訪問から、

朝鮮政府は中江開市に対して消極的な見解だけを持っていたわけではなかった。朝鮮政府は中江での商取引から

に見えるように同年二月、戸曹は中江における収税実施を啓した。

さと明敏さ・勤勉誠実なところがある人を選んで、戸曹郎庁の称号をつけて、義州に送り、その者を久しく留 今ひとえに中国の法規に倣って奉命の使者を派遣することはできなくとも、特別に文官中の名声と人望・剛直

めて専管させ、 毎日の納税は銀で集め、 毎月数量を記して〔中央に〕 上納させれば、この国庫欠乏時に当たっ

利益になることは必ずや多いはずです。敢えて申しあげます。

するため、宣祖三六年までに開市での銀徴収を行ったのであった。 江での銀徴収を許可した。朝鮮政府は宣祖三三年ごろまでの中江開市廃止の方針から一転し、 ここから朝鮮政府に中江での銀徴収に期待する声があったことがわかる。そして朝廷は宣祖三六年三月までには中 国庫の銀不足に対処

中江を通じた薬用人蔘の確保に注力したこと、その薬用人蔘の需要が中国本土で高まったことが中江開市を支えて 以上、中江開市の継続要因について明と朝鮮のそれぞれの側から検討した。明側では、 一方、 朝鮮側には中江での取引に課税して銀を得られることが魅力的であった。 宮廷が派遣した高准が、

#### 中江開市の問題点

か、ここで検討する。 中江開市は前述したように明・朝鮮双方にとって一定の存在意義を有していたにもかかわらず、光海君五(一六 年に廃止された。廃止に至るまで、中江開市をめぐって明と朝鮮との間でどのような問題が発生していたの

## 明側での貿易管理と密貿易

中江開市が進行するなかで密貿易が行われ、明・朝鮮双方で問題視された。もちろん明側は貿易を管理しており、 七世紀初頭朝鮮の対明貿易 辻 第九十六卷

<u>一</u> 三

四

したのに遼東の官人が義州に留まっており、その官人が市場からの収税を管理している、と述べたことがあった。 中江に徴税担当官を派遣していた。宣祖三四(一六〇一)年、朝鮮の朝廷では参賛官徐渻が、中国兵がすべて撤収

遼東都指揮使司は光海君二(一六一〇)年に、中江開市廃止に反対する咨文を朝鮮に送ったが、その背景として、

備辺司が上奏した。「中江での市を廃止する議論の咨文は、後日処理しがたくなる恐れがあるようです。今廃

朝鮮では次の史料のような解釈がなされた。

市に関係しておらず、廃止を願っているはずです。その力弁して廃止を欲しない者は、ただ交代で派遣される 止するかどうかは、中国において多くの論議があります。礼部と遼東撫按、鎮江遊撃府に至るまで、みなこの

抽税委官の連中と、遼東鎮江大商人の若干人のみです」。

のみが廃止に反対していると見なしている。この史料には抽税委官や商人が開市の廃止に反対した理由は明示され すなわち、備辺司は、礼部や遼東巡按使、鎮江遊撃府は中江開市の廃止を願っており、抽税官と遼東鎮江の大商人

○九)年、当時、遼東巡按使であった熊廷弼が中江に関して、防海副総兵と鎮江遊撃が密貿易に従事していると弾 方、明内部では遼東に中江開市を利用して利益を得る者がいるとする議論が展開されていた。万暦三七(二六

ていない。

劾した。その弾劾についての 『明神宗實錄』の記事は次のとおりである。

遼東巡按使の熊廷弼が弾劾の上奏をした。「防海副総兵の呉有孚と、 上で盛んに商売をしており、つねに貨物を積載して中江に輸出し、商民から収奪しています。甚だしきは朝鮮 鎮江遊撃の呉宗道は水兵を使役して、

の服に着替えて、 属国 〔朝鮮〕に潜入し貂皮と人蔘を強奪します。その元手は有孚から出、宗道がそれを行っ

ています」。

ているのだという。一六一○年の朝鮮備辺司の認識では鎮江遊撃は中江開市廃止を願っているとあるが、一六○九 この記事によると、防海副総兵の呉有孚が出資し、鎮江遊撃の呉宗道が直接関わる形により中江周辺で密貿易を行っ

定的な見解を持っていることでは共通する。この違いは朝鮮備辺司の入手した情報の精度に問題があったためと推 年の熊廷弼の認識では鎮江遊撃が開市から利益を得ていることになり、矛盾する。ただ遼東巡按使が中江開市に否

中江開市に関係して利益を得る者がいたことは間違いない。

測される。遼東に、

火薬も取引された。次の史料は火薬の密輸について述べる。 さて、これだけでは密貿易された物品は明らかではないが、 朝鮮側の記録によれば、中江では人蔘だけでなく、

得たところによると、 平安道観察使の朴東亮が上奏した。「臣はこのごろ、都や地方の人が、義州の中江で多く火薬を取引している のを見ました。その価格は高騰していないといいます。臣が詔使を出迎えるために義州に到達し、その詳報を 唐人の火薬の売人というのは、 無頼な連中です。遼陽から鎮江まで、その間の許多の鎮

堡にある政府の火薬がひそかに盗み出されており、その量は五六百斤とも千余斤ともいいます。 夜間にひそかに買っています。 。 (後略)」。 本国の売買人

そしてその取引拠点となっていたのが中江であった。また、翌年には義州から鎮江に侵入して火薬を盗んだ一団が 傍線部によると、遼陽から鎮江にかけての鎮堡の火薬が盗難に遭って、それが朝鮮側に輸出されていたのだという。

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

15

第九十六巻

Ŧi.

一六

朝鮮側で逮捕され、 このように、明側では、 鎮江に送られて絞刑に処せられたことがあった。 中江開市について官による密貿易、火薬貿易の隆盛という問題があった。明中央で密貿

易を批判する議論があったことから、必ずしも明中央は中江開市を肯定的には捉えていなかったと考えられる。

# 三・二 朝鮮側での不平等契約と情報漏洩、密貿易

次に朝鮮側が継続して中江開市の廃止を要請した原因を分析する。光海君即位(一六〇八)年の次の史料には朝

鮮側からみた中江開市の問題点が述べられている。

を尽くしてそれを償還しますが、その元本は長く残ります。委官の指令書を発行してもらい極めて惨酷な督促 それを受領しません。歳月がたち、その契約状を改定しても、常にその半分は残り、その利息をとります。力 が、把蔘を引き渡す日になると、唐人は品質の優劣を分けず、ただ契約数の中の過半しか受けず、それ以上は を行います。そのことでわが国の人は、破産しない者がいません。 わずかであっても受け取りません。その後わが国の人が、良品を選んだとしても、好くないといい、最後まで 越え、唐人と把蔘を交換することを約束して、代価は銀とし、契約状を作成します。先ずその代価を受けます 葉にしきれないものがあります。ひとまず現在の弊害について言えば、わが国の利益を貪る輩が、密かに江を 謝恩使の柳澗が復命して上奏した。「(中略)、中江開市の事については、後日処置しがたい弊害は、とても言

この史料によると、朝鮮の商人が把蔘(乾燥させた人蔘)取引に際して先に銀を受領して契約書を作成するが、明人(8)

16

は人蔘の半分の受領を拒否してその分に対する利息を取り立てる手法を用い、惨酷であると柳澗は問題視していた。

さらに柳澗は、機密漏洩という観点からも中江開市を批判した。

す。今は庶人珒のこと〔宣祖の長子の臨海君〕も、臣の一行が渡江する前から、でたらめに言いふらし、すでに ただそれだけではありません。利を貪る者は、唐人と親しくなって、わが国の機密事項を随時漏洩させていま

処理しがたい弊害は特になくなることでしょう。 (&) 臣に下し、事の是非を熟議させ、進貢〔燕行使〕の外には、他に相通じる経路をなくせば、国境は整然とし、

唐人の口に広がっていました。今になって思い出しても、慄然とせざるをえません。臣のこの言をもって、大

この史料から、開市を通じて機密の情報が国外に拡散することに関し、 国境情勢を観察した朝鮮官僚が危惧してい

いた。 されて流配され、 たことがわかる。 さらに実際の廃止直前、 翌年に殺害された。柳澗は機密情報漏洩防止のために、燕行使に貿易を一本化することも望んで 臨海君は王位を狙っているという嫌疑をかけられ、光海君即位(一六〇八年)直後の二月に逮捕 朝鮮が明に対して中江開市の廃止を願った理由には対日密貿易の拡大防止ということも

あった。次の史料は万暦四○(一六一二)年七月に朝鮮国王が明の礼部に宛てた中江開市廃止依頼の咨文の一部で

高太監 続して現在に至っております。近年対馬の日本人が中国商品に利益を見出しており、密貿易の弊害が蔓延する (高准) が 〔遼東から北京に〕戻された後、 各地の店税は尽く廃止されましたが、この中江の市だけが存

第九十六卷 七七

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

東 一八

のであろう。 止するのがよい、という。中江経由の貿易ルートは日本に接続するので早めにそれを閉鎖することが望ましかった これによると対馬の日本人が中国商品に利益を見出すので、日本向けの密貿易の拡大を防ぐためには中江開市を廃

中江開市で朝鮮商人が不利な条件のもと負債を負ったり、朝鮮の機密情報が漏洩したりすることが問題であった。 一六一三年の廃止直前には対馬経由の対日貿易が再開したことを受け、日本向けの密貿易を防止することも重要で 以上、中江開市の問題点について考察した。明側では中江開市に便乗した密輸が行われていた。朝鮮からみると

あった。

几 燕行使貿易をめぐる明・朝鮮間の摩擦

ていた。ただ中江開市が廃止されても燕行使貿易は継続した。ここでは双方からみた燕行使貿易の問題点を考察す 中江開市だけではなく、これと並行して行われた燕行使貿易についても、明と朝鮮の双方から問題点が挙げられ

る。

## 四・一 明からみた燕行使貿易の問題点

して明国内へ持ち込む点を問題視した。前述の高准は宣祖三六(一六〇三)年に次のように述べる。 特に遼東では燕行使貿易について、 中江開市での取引が閑散とする一方で、商品を朝鮮の燕行使が朝貢品と

役が〔人蔘を〕携行して〔鴨緑〕江を過ぎ、そのことで人蔘が稀少になるという。進上する人蔘を見れば、半分 今中江関市を実見したが、人蔘は全く存在しない。商人段四・沈可等の話によれば、進貢陪臣と、 随従する員

高淮は中江に人蔘が集まらない原因として朝鮮の使節が免税品として人蔘を通過させることを挙げた。明側として は中江で補充することに頼っているという。しかし貴国の進貢使節が携行するものは、 課税されることがない。

は、人蔘が中江開市を経由しないことに不満であった。

朝鮮からの朝貢使節に対し、明が課税を免除していたことは光海君二(一六一〇)年の次の史料からうかがえる。 移咨してその是非を問うた内容を略記すれば、「(中略) 商品があれば税があり、 うたが、市を担当する委官が、その税に利益を得て廃止を望まず、指揮使司に文を呈したのであった。指揮が 遼東指揮使司が派遣した蔣天澤が、咨文を持参してきた。これより先に本国は、 〔明〕 内地はなお免れないのに、 中江関市を廃止することを請

のが数十いるのである。駅路で勝手に貿易するのは、一つには免税だからであり、 て厚利を得ており、 まして外地の異民族は免れられるはずがあろうか。その意を忖度すれば、彼は朝貢の道中において、 ある」ということであった。 進貢する者が一あれば、名を借りるものが十いる。進貢するものが十いれば、 (後<sub>(87</sub>) 一つには利益を得るためで 名を借るも 商品を売っ

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

第九十六卷

九

のように答えた

遼東都指揮使司の認識は、 、うのである。また使節の中に免税の特典を享受して貿易を行う者がいるとした。これに対して朝鮮の備辺司は次 傍線部によると明では明商人が課税されるのに対し、朝貢使節は免税扱いされていると

旅費をもち、そしてその他に〔官庁の〕公貿易の物品の数目もまた多いです。もし遼東において点検して課税 (前略) 朝貢使節のことに至れば、密輸ということをするに至らないので、赴京使の一行ごとに、必ず食糧と

ません。 することになれば、一行はその過酷な収奪に遭って、持ちこたえることは難しく、その間の困窮は言い尽くせ

備辺司は万一使節に課税されれば問題であると答えた。注目されるのは傍線部の「もし遼東において点検して課税

課税が行われていなかったことを示す。 することになれば」(若於遼東査點抽税)の箇所である。課税されることは仮定のこととなっており、その時点では

内関税の徴収拠点が多数設けられていたのに、朝鮮使節は関税の徴収を免れていたのである。 してそこから抽分する) 文門)に船鈔 この時期、 明では全国の地方衙門が流通税を徴収していた。具体的には全国の交通の結節点 (国内関税、 徴収のため、広寧と山海関に税関が一五五○年ごろまでに設置された。つまり、 (※) 船だけに限定されない)徴収のための税関がおかれたほか、遼東でも商税 (最終的には北京の崇 (税関で貨物を実見 明国内に国

四・二 朝鮮からみた燕行使貿易の問題点

上を免除されていたことから、禁銀法規を施行していたためと考えられる。明の勅使に対して日本銀提供が企図さ(窒) 行使は銀を携行した。光海君二 (一六一〇) 年には朝鮮朝廷において、銀の使用が本来禁止されているにも関わら 価として用いられた銀であった。宣祖三三(一六○○)年に燕行使が銀を用いていたことが確認でき、その後も燕(∞) この時期、 燕行使が銀を用いていることが糾弾された。それは朝鮮が自国では銀を産出しないことを名分に明から銀の献(g) 朝鮮側でも燕行使貿易の問題点が認識されていた。燕行使貿易で問題になったのは、 旅費や貿易の代

件が発生したというのである。銀商は東萊の商人であった。商人によって日本銀が東萊から首都に流れる経路がそ 道延豊の境界に位置する峠であり、都と慶尚道南部を結ぶ街道の途中にある。このルートで商人の銀を強盗する事(55) 盗して殺し、銀子数百両を奪ったことがあったと強盗殺人事件を報告したことがあった。鳥嶺は慶尚道聞慶と忠清 朝鮮国内での銀流通に関しては、光海君五(一六一三)年に左辺捕盗大将韓希吉が、鳥嶺の途中で賊が行商を強

れたことを考えると、燕行使の場合も財源は日本銀であったと考えられる。

からうかがえる このような燕行使による銀携行は明の遼東都指揮使司が関知していたことが次の光海君八(一六一六)年の史料 れまでに開かれていたことになる。

とを願って、 ところが使臣である者が、人情にとらわれて、専ら委託を受け、 弊害を生むことに限りがありません。そのために②遼東都指揮使司は使行のたびに妨害して、弊害を生むことに限りがありません。そのために②遼東都指揮使司は使行のたびに妨害して、 ①市井の無頼人に禁断の物品を濫載させるこ

両を求索することも限りがありません。

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

第九十六卷

東

傍線部①にあるように、 燕行使は商人を帯同することがあった。それに対して傍線部②のように、 遼東都指

行使から銀を徴収していたことが読みとれる。この時すでに中江開市は廃止されていた。燕行使からの銀徴収は、 は光海君二(一六一○)年に不満を表明していたが、光海君八(一六一六)年のこの史料からは遼東都指揮使司が燕 が燕行使に銀を請求することがあったというのである。前述したように燕行使貿易が免税であることに対し遼東側

そうした状況を受けて税収減を補塡する措置であったと推測される。 朝鮮の燕行使が物資を購入する代価として銀

使の行程中で遼東から銀を請求されても、 を明に持ち込んだことに対し、遼東もそこから利益を得て現状を追認する方針をとったのであろう。しかし、 燕行使が貿易を中止するには至らなかった。

は遼東都指揮使司が燕行使から銀の徴収を行うようになった。遼東側が問題とした、燕行使の貨物の免税という状 行使の貨物が免税されていたことが問題であった。一方朝鮮では燕行使による銀の携行を問題視する議論があった 以上、 遼東での銀徴収により一定程度解決された可能性がある。 燕行使貿易の問題点について考察を行った。光海君二(一六一○)年ごろまでは、 燕行使による銀携行は継続した。これに対し、中江開市が廃止された後の光海君八(一六一六)年までに 遼東にとって朝 がの燕

お わ ŋ 13

政策の推移と、それを取り巻く朝鮮と明側の背景を考察することで明らかにしようとした。考察の結果明らかになっ 朝鮮にとっての中江開市と燕行使貿易の違いについて、 壬辰・丁酉の乱後における朝鮮 対明貿易

たことを整理すると次のようになる。

中江開市に対し三度も廃止要請を出すなど消極的な姿勢を示した。 壬辰・丁酉の乱後、 朝鮮による対明貿易は中江開市と勅使、燕行使の三経路で行われた。 朝鮮は新たに登場した

経済的な不利益を感じており、従来の朝貢では経済的な利益を受けていたことがあった。 こうした中江開市への消極姿勢と、燕行使貿易への積極姿勢の背景に、 朝鮮が新たにはじまった互市 燕行使は明から貨物を免 (開市) に

形態が朝鮮商人に不利なものであり、 朝鮮の機密情報が流出する問題もあった。朝鮮の対日貿易がはじまると中国

開市貿易は明から貨物が課税されたことがその一つであった。

また、

開市貿易では取引

物品が朝鮮を経由して日本に密輸出されることも朝鮮は懸念した。

税とされていたのに対し、

通路として一部の遼東の官の利益源となっていた。また遼東側は朝鮮の燕行使貿易には通常、 税監を務めたときには、 方、 .明のなかでも遼東で税務を担当した官は中江開市に利点を見出した。明中央から派遣された宦官の高淮 中江開市は人蔘の輸入経路としての重要性があり、一六〇八年の高淮解任後は、 課税することができ

ず不満であった。

を継続させた。遼東側はこれに対して燕行使から銀徴収を行って対応した。一六世紀以降に中国周辺で活発化した 結局、 一六一三年には朝鮮は明との互市貿易 (中江開市)を廃止することに成功し、 朝貢貿易である燕行使貿易

していた朝貢貿易の利益 互市貿易に朝鮮は利益をさほど見いださなかった。明によって開市が強要されたということもあったが、既得権化 (免税など) が朝鮮にとっては大きかったということであろう。前述した岩井茂樹や中島

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

0.0

第九十六巻

東

楽章の研究で注目されはじめた互市貿易であるが、朝貢貿易から利益を得ていた国家には魅力が薄かった可能性が

高い。

北方貿易政策を解明したい。 開市貿易に直面したとき朝鮮はどのように対応するのか、今後は一六二○年代以降、清初までの朝鮮側における対 ただ明がさらに弱体化する一六二〇年代に入ると、南下した後金が朝鮮に開市貿易を求めるようになる。 新たな

 $\widehat{1}$ 2 た、燕京を目指す使節という「燕行使」の用語を用いる。 現れることもあるが、本稿では昨今の学界で共通用語となっ 外交的手続きを必要とする朝貢と違って、互市では辺 朝鮮の対明使節は朝天使、朝京使などの用語で記録に

商取引をすることができた。 境の取引場で外交的手続きを介さずに外国と中国の商人が

(3) 岩井茂樹「一六世紀中国における交易秩序の模索」 『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、二

通交」籠谷直人・脇村孝平編『帝国とアジア・ネットワー

4 〇〇四年。同「帝国と互市 ――長期の一九世紀』世界思想社、二〇〇九年。 中島楽章「一六世紀末の九州―東南アジア貿易 ―一六~一八世紀東アジアの 加

藤清正の対ルソン貿易をめぐって」 『史学雑誌』 一一八―

八、二〇〇九年八月。同「封倭と通貢 波開貢問題をめぐって」『東洋史研究』 六六―二、二〇〇 ---一五九四年の寧

『史淵』 一四四、二〇〇七年三月。 七年九月。同「一六世紀末の福建―フィリピン―九州貿易

6 (5) 今村鞆『人蔘史』全七巻、朝鮮総督府専売局、一九三 四~一九四〇年。 四方博「併合以前朝鮮貿易の概観\_ 」朝鮮貿易協会編

『朝鮮貿易史』同会、一九四三年。

7 全海宗『韓中關係史研究』一潮閣、 一九七〇年

8 版部、 姜萬吉『朝鮮後期 一九七三年。 商業資本의 發達』高麗大學校出

呉星「朝鮮後期「蔘商」에 대 한 一考察」『韓國學

9

報』五—四、一九七九年一二月。同 『朝鮮後期商人研究

(10) 金東哲『朝鮮後期貢人研究』韓國研究院、一九九三年。一潮閣、一九八九年。

一三、一九九九年九月。 同「朝鮮後期 倭館開市貿易과 被執蔘」『韓國民族文化「1」 含東非『卓魚谷其『ノ布孚』 草屋布多路 「フナニ缶

(11) 韓明基『**임진왜란과 ・한**중관계』歷史批評社、一九九

報』六八、二〇〇四年四月。 | 報』六八、二〇〇四年四月。 | 対・ 研究」『弘益史學』六、一九九六年二月。同「倭亂胡爾・研究」『弘益史學』六、一九九六年二月。同「倭亂胡の」 | 教中國輸出政策の

研究院近代史研究所(台北)、一九七八年。(13) 張存武『清韓宗藩貿易――一六三七~一八九四』中央

を中心に」『駿台史学』一〇八、一九九九年一二月。八五年七月。同「義州中江開市について」『駿台史学』六八五年七月。同「義州中江開市について」『駿台史学』六(4) 寺内威太郎「慶源開市と琿春」『東方学』七〇、一九

(6) 韓明基、前曷書、一一六頁。(15) 韓明基、前掲書、八九~九八頁。

(16) 韓明基、前掲書、一一六頁。

の報告のために活発に朝明間を往来していたことを明らか(17) たとえば韓明基は、燕行使が光海君の冊封や日本情報

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

ឱ)『大明會典』巻一○五、禮部六三、朝貢一。ここでい貿易の状況については研究のなかで触れていない。にしたが(韓明基、前掲書、二一九頁)、同時に行われた

下同じ)。 う『大明會典』は万暦一五(一五八七)年刊本である(以

(19) 『大明會典』巻一〇八、禮部六六、

朝貢四

(20) 『宣祖實錄』卷一八六、宣祖三八(一六〇五)年四月

(21) 許泰玖「一七州기 朝鮮의 焰硝貿易과 火藥製造法(21) 許泰玖「一七州기 朝鮮의 焰硝貿易과 火藥製造法

(2) 『攷事撮要』(奎章閣叢書第七、京城帝国大学法文学部、一九四一年)巻上、大明紀年、萬曆三四(宣祖三九、一六一九四一年)巻上、大明紀年、萬曆三四(宣祖三九、一六一九四一年)巻上、大明紀年、萬曆三四(宣祖三九、一六年)年表。

に『大東輿地圖』(一八六一年)では蘭子島と黔同島の中している(張存武、前掲書、一六八~一六九頁)。たしかれたのは、鴨緑江中の黔同島の北部、蘭子島の一帯と推定23) 中江の位置は未詳な点が多いが、張存武は開市が行わ

第九十六卷

二.

第九十六巻

二六

九三六年、七—一九面)、「關西清北全圖」(一八世紀中葉 章閣叢書 大東輿地圖』 京城帝国大学法文学部、

文字がある(嶺南大學校博物館編 では黔同島の北方、大勝我島と清側陸地の間に「中江」の 叉 地圖』嶺南大學校博物館、 『영남대박물관 소장 韓 一九九八年、一六二頁

『宣祖實錄』巻四六、宣祖二六年一二月壬子条。

ため、ここでは張存武説に従いたい。

- 25 『宣祖實錄』巻五〇、 宣祖二七年四月庚午条。
- 27  $\widehat{26}$ 李賢淑「一六~一七世紀朝鮮의 對中國輸出政策 『西厓先生文集』巻一六、雑著、中江開市条。 關
- 29 28 『宣祖實錄』 『宣祖實錄』 卷八二、宣祖二九年一一月丙申条 卷九一、宣祖三〇年八月丙寅条。

研究」『弘益史學』六、一九九六年二月、二六頁

- $\widehat{30}$ 『宣祖實錄』 卷一二四、 宣祖三三年四月丙申条。
- 32 31 『宣祖實錄 『事大文軌』 卷三六、萬曆二八年五月初五日条。 卷一二四、宣祖三三年四月戊戌条。
- 34 『宣祖實錄 卷一三一、 宣祖三三年一一月丙辰条。

33

『宣祖實錄

卷一三〇、

宣祖三三年一〇月戊子条。

36 35 『宣祖實錄 『事大文軌 **『宣祖實錄** 卷一四六、 卷一四二、 宣祖三四年一〇月癸未条 宣祖三五年二月甲申条

卷四三、

萬曆三一年六月条。

- 39 38 『宣祖實錄』 事大文軌 卷四三、 卷一七三、 萬曆三四年二月一六日条。 宣祖三七年四月丙申条
- 40 事大文軌 卷四三、 萬曆三四年三月七日条
- $\widehat{42}$ 41 『事大文軌 『事大文軌 卷四三、 卷四三、 萬曆三四年一〇月三〇日条。 萬暦三四年四月条。
- 43 『事大文軌』 卷四三、 萬暦三四年一二月条
- $\widehat{45}$ 44 『光海君日記』(太白山本)巻八、光海君即位年九月辛 『宣祖實錄』 卷一九六、宣祖三九年二月辛亥条。
- <u>46</u> 辛丑条の引用咨文による。明側が朝鮮の廃止要請に応じた 『光海君日記』(太白山本) 卷一一 四、 光海君九年四月
- 47 甲寅条。丘坦の要請に対し朝鮮は中江開市再開の返事を出 理由は管見の限りでは史料的に明らかではない。 『光海君日記』 (太白山本) 巻一一六、光海君九年六月
- 48 さなかった(韓明基、前掲書、 劉家駒 『清朝初期的中韓關係』文史哲出版社、 二一一頁)。 九八
- 六年、 『光海君日記』 五四頁。 (太白山本) 巻五、 光海君即位年六月庚
- 50 [邊例集要] 公貿易、 己酉条
- 51 『明神宗實錄』巻三三二、萬曆二七年三月丙戌条。

日記が「銀槎日錄」であり、彼の文集『海月集』に収録さ派遣され、黄汝一は書状官として同行した。黄汝一による(52) 万暦二六年一〇月に陳奏使正使として李恒福が北京に

れている。

- 監右監高準、前去經理、不使地有遺利云云」(『海月集』卷物不一而足。內處選精美者不時進上。(中略)請準差尙膳物不一而足。內處選精美者不時進上。(中略)請準差尙賭沃土饒、金銀礦、地出人蔘・貂鼠狐皮・駿驤。逮至朝鮮八道、地山產銀礦、地出人蔘・貂鼠狐皮・駿驤。逮至朝鮮八道、地山產銀礦、地出人蔘・貂鼠狐皮・駿驤。逮至朝鮮八道、地
- に」『山根教授退休記念明代史論叢』上、汲古書院、一九(5) 新宮学「明代の牙行について――商税との関係を中心(5) 『明史』巻三〇五、列傳第一九三、宦官二、陳增条。

一二、「銀槎日錄」萬曆二七年三月一二日条)。

八〇、二〇〇二年三月、一三~一五頁。

九〇年、

八五四頁。

- (57) 『萬曆邸鈔』萬曆二七年五月条および同年七月条。
- (58) 『明神宗實錄』巻三六五、萬曆二九年一一月条末尾。
- (5) 『明神宗實錄』巻三八五、萬曆三一年六月丙戌条。
- (6) 『明史』三〇五、列傳一九三、宦官二、陳增条。(6) 『明神宗實錄』卷四一九、萬曆三四年三月条末尾

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

- 一九九五年、三三一頁)。 
  一九九五年、三三一頁)。 
  一九九五年、三三一頁)。
- 計。故數年以來佳者絕不至京師、其中上者亦幾与白鏹同價而上之人求索無窮、近日加以內監高淮毎一檄取動以數百斤(63) 「參在本地價甚不高。中國人轉市之、度山海諸關納稅。
- 矣」『五雑組』巻一一、物部三。
- (65) 韓明基は中江開市が不振な理由に朝鮮の物資が集まら(4) 『宣祖實錄』巻一六○、宣祖三六年三月甲申条。

なかったことのみを挙げるが(前掲書、二○九頁)、遼東

- 逃している。 逃している。
- (66)『明神宗實錄』卷四四七、萬曆三六年六月乙酉条。(66)『宣祖實錄』卷一六〇、宣祖三六年三月壬申条。
- 丘頁。 立とその意義」『朝鮮学報』二一○、二○○九年三月、六立とその意義」『朝鮮学報』二一○、二○○九年三月、六
- 息不調而輒恃參朮之功、遠求貴售」『五雑組』卷一一、物壽考不聞疾病。惟富貴・膏梁之家子弟婦人、起居無節、食6)「今深山荒谷之民、茹草食藿、不知藥物爲何事而彊壯

二七

報

剖

一六九~一七七頁。 (70) 三田村泰助『清朝前史の研究』同朋舎、一九六五年、

- (71)『宣祖實錄』卷一四六、宣祖三五年二月戊辰条。
- 當此國儲匱竭之時、補益必多。敢禀」『宣祖實錄』卷一四使之久留專管、逐日所納之稅作銀收捧、毎月開數上納、則中有名望‧剛明‧勤幹之人、分戶曹郞廳稱號、下送義州、中有名望‧剛明‧勤幹之人、分戶曹郞廳稱號、下送義州、
- (73)『宣祖實錄』卷一六〇、宣祖三六年三月甲戌条。六、宣祖三五年二月甲申条。
- 戈が。(75)『光海君日記』(鼎足山本)巻二五、光海君二年二月庚(75)『光海君日記』(鼎足山本)巻二五、光海君二年二月庚

『宣祖實錄』卷一四二、宣祖三四年一〇月癸未条。

- 力辨而欲不罷者、只是輪回差定抽稅委官輩、與遼東鎭江大以至鎭江遊擊府、皆不關於此市、而必是革罷之願者也。其矣。而此時應罷與否、其在中朝論議亦多。禮部遼東撫按、矣。而此時應罷與否、其在中朝論議亦多。禮部遼東撫按、
- 77)「遼東巡按使熊廷弼劾奏。防海副總兵吳有孚、鎭江遊二年二月庚申条。

商賈若干人耳」『光海君日記』(太白山本)巻二五、光海君

擊吳宗道役縱水兵、

興販海上、

毎裝載貨物撤放中江、

勒商

民取直。甚至改換麗服、潛入屬國壓取貂參。其資本出有孚、

**肚条。** 而宗道為之」『明神宗實錄』卷四五五、萬曆三七年二月癸

(78) 「平安道觀察使朴東亮狀啓。臣近觀京外之人、

或千餘斤。本國買賣人處、夜閒潛買。(後略)」『宣祖實錄』遼陽至鎭江、其閒許多鎭堡官上火藥暗裏偸出、或五六百斤州、細得其詳、則所謂唐人之賣火藥者、無賴唐人之輩。自州中江貿易火藥。而其價亦不高踊云。臣以詔使迎候事到義

該当箇所は光海君五年本には含まれていない。本は粛宗年間(一六七四~一七二〇年)刊と推定される。古朝九一・四〇)巻上、大明紀年、萬曆四〇年条。この刊古朝九一・四〇)巻上、大明紀年、萬曆四〇年条。この刊

(7)『攷事撮要』(韓国国立中央図書館所蔵。請求記号はむ

卷二〇一、宣祖三九年七月癸未条。

- 後難處之患、有不可勝言者。姑以目今弊端言之、我國牟利(80) 「謝恩使柳澗復命啓曰。(中略)至於中江開市之事、日
- **たたい、「ぶかい、「いん」の、など、「、、 性素なこれ、にない、た受其價、至還把參之日、唐人不分精麤、只就元數內、過之徒、潛自越江、與唐人約換把參、折價以銀、仍成契券。**

而只取其息。雖竭力償之、而其本長存。圖出委官票帖督徵托以不好、終不受之。遲以歲月、改成其契券、常存其半、半受之、只餘些少而不受。此後我國人、雖擇給品好之蔘、

以此我國之人、無不破產」『光海君日記』(太白山本)

#### 卷八、光海君即位年九月辛卯条。

- 無難處之患矣」『光海君日記』(太白山本)卷八、光海君即臣、熟議便否、進貢之外、別無相通之路、則疆域截然、別語於唐人之口。至今思之、不覺竦然也。將臣此言、下諸大播於唐人之口。至今思之、不覺竦然也。將臣此言、下諸大語於廣之事。

が問題であった。

いた(『朝鮮通交大紀』巻四、萬松院公)。 国事が漏洩することに至るのを慮ることがあると見なして 図り対馬も、朝鮮が密貿易(潜商)を警戒する理由として、

位年九月辛卯条。

- 一二二~一二三頁。(8) 李迎春『朝鮮後期王位繼承研究』集文堂、一九九八年、
- 至此。近年以來馬島倭奴中國貨物爲利、而潛商之弊滋蔓日(85) 「高太監入歸之後、各處店稅盡行撤罷、獨此江市因循

七世紀初頭朝鮮の対明貿易

辻

86) 「今本親臨中江關一市、並無蔘餌。査問據商人段四・古籍出版社、二〇〇六年、八四~八五頁に掲載されている。 古籍出版社、二〇〇六年、八四~八五頁に掲載されている。 致禮部請罷中江關市以淸疆界以防奸弊事咨文」(中国国家 政禮部請罷中江關市以淸疆界以防奸弊事咨文」(中国国家 基。 杜禍機防奸弊、唯在速罷關市」(「萬曆四十年朝鮮國王

少。看得進上蔘斤、半頼中江取足。而貴國進貢陪臣夾帶

沈可等稟稱、進貢陪臣、幷隨從員役夾帶過江、以致蔘斤稀

87) 「遼東指揮使差官蔣天澤、 揮移咨問其便否略曰、 中江關市、主市委官、利其稅不欲罷、呈文于指揮使司。指 無憑抽進」『宣祖實錄』 と)を理由に朝鮮に対し中江開市存続を求めたとするが なお韓明基は、この光海君二年二月庚戌条を用いて、明が 海君日記』(太白山本)巻二五、光海君二年二月庚戌条。 數十乘。驛路私自貿易、一則免稅、一則獲利(後略)」『光 以售厚利、 而況於外附之夷乎。嘗揣其意、 「再造之恩」(壬辰・丁酉の乱に際し明が朝鮮を援助したこ 所貢者一乘矣、而借名十乘。所貢者十乘、 卷一六〇、宣祖三六年三月壬申条 (中略) 有貨有稅、內地猶且不免、 齎咨入來。先是本國、 彼以朝貢之途通、 而貨物得

東が指摘した箇所については言及していない。

(韓明基、

前掲書、

七七頁)、燕行使が免税となることを潦

二九

東

.8) 「(前略) 至於貢使、不至挾帶一物、則毎赴京之行、必 稅、則一行被其侵虐、難以堪支、其中锒狽有不可將雪二有口粮盤纏、而其外公貿易之物數目亦多。若於遼東査點抽

(3) Ray Huang, Taxation and Governmental Finance in Sixteenth 『光海君日記』(太白山本)巻二五、光海君二年二月庚戌条。 則一行被其侵虐、難以堪支、其中狼狽有不可勝言」

95

『新增東國輿地勝覽』巻二九、慶尙道、聞慶縣、

山 ij

- 1974, pp.229-233. Century Ming China, Cambridge: Cambridge University Press
- 91 90 『光海君日記』(太白山本)巻三二、光海君二年八月乙 『宣祖實錄』巻一二七、宣祖三三年七月辛酉条。
- (9) 申奭鎬「朝鮮中宗時代の禁銀問題」『稲葉博士還暦記 念満鮮史論叢』、一九三八年、四四四~四四七頁。
- 『邊例集要』巻八、公貿易、己酉条。

- 94 丑条。 『光海君日記』(太白山本)巻六五、光海君五年四月癸
- (96) 『光海君日記』(太白山本)巻六七、光海君五年六月己
- (9)「而爲使臣者、拘於人情、專以請托、自望市井無賴之 罔有紀極」『光海君日記』 輩濫載禁物、貽弊無窮。 以此遼東都司毎行阻搪、 (太白山本) 卷一〇〇、光海君八 需索銀兩
- 年二月丙午条、司諫院啓。

(学習院大学東洋文化研究所助教